



# 埼玉県住宅供給公社

## 住まい相談プラザ



埼玉県マスコット「コバトン」



# NEWS RELEASE

2020/8/17

埼玉県マスコット「コバトン」



8月も半ばに入りました。7月は梅雨がなかなか明けず日照時間が短かったため気分が下がり気味になりましたが、8月は毎日暑く、夏バテしてしまいそうです。皆さんも熱中症等、体調にはお気を付けください。さて、プラザより市営住宅の募集や県の取り組みについて、ご案内させていただきます。



## 地盤よろず相談承っております！

地盤に関して何かお悩みはございませんか？  
専門家による無料相談を行っております。

問合せ先 埼玉県都市計画課 電話 048-830-5478



## さいたま市営住宅 申込受付中

募集期間 8/1（土）から8/31（月）まで

- 主な入居条件
- さいたま市内に住所又は勤務場所を有している。
  - 同居している又は同居しようとする親族があること。（単身の場合には別途資格が必要です）
  - 住宅に困窮していることが明らかなこと。
  - 納税の義務を果たしていること。等
- ※その他の申込資格については募集の案内をご覧ください

申込方法 申込用紙等必要書類を埼玉県住宅供給公社市町村営住宅課へ郵送

問合せ先 埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課  
電話 048-829-2878



## 現地を旅した気分！ バーチャルトリップ

せっかくの夏休み、どこかお出かけをしたい！でも、コロナウイルスの感染が怖くて県外への旅行はちょっと…。とお悩みの方はいらっしゃいませんか？そんな方へ、埼玉県が埼玉県内の観光スポットをVRで楽しめるバーチャル観光を始めました！

CHECK! 長瀬ラインくんだり



CHECK! 蔵造りの街並み 小江戸 川越



バーチャルトリップはYOUTUBEにてお楽しみいただけます。

こちらのQRコード  
県公式観光サイト  
「ちょこたび埼玉」より  
お楽しみいただけます。



埼玉県マスコット「さいたまっち」



「ちょこたび埼玉」

# 戸建て住宅の地盤よろず相談

東日本大震災では、埼玉県内でも液状化による被害が発生しました。その後も熊本地震など日本の各地において大きな地震が発生しています。埼玉県では、地震による被害に備えるため、戸建て住宅の敷地の地盤に関する相談を行っております。専門家による無料相談です。どうぞお気軽にご利用ください。

**相談内容**

- 専門家による戸建て住宅の敷地の地盤に関する技術的相談
- 建物の基礎や構造に関する相談
- 土地を掘っているんだけど安全な地盤の掘り方は？
- 今、住んでいる土地は、安全？基礎に土が入ってきちゃったけど大丈夫？
- 住宅が傾いてしまってるけど、原因と対策方法は？など

**相談会場**  
埼玉県住宅供給公社住まい相談プラザ（JR大宮駅構内）

**実施期間**  
令和2年4月～令和3年3月までの第4土曜日  
土曜日開催 ▶ 4/25(土)、5/23(土)、6/27(土)、7/25(土)、8/22(土)、9/26(土)  
10/24(土)、11/28(土)、12/26(土)、1/23(土)、2/27(土)、3/27(土)  
相談時間は12:00～14:00/14:00～15:00/15:00～16:00の3回です

**相談員**  
地盤関係 ▶ 埼玉県地質調査協会（埼玉県地質調査協会会長 藤原 隆）  
建物関係 ▶ JSCA埼玉（埼玉県建築士会 会長 藤原 隆）

**相談の予約方法**  
相談日前週の水曜日までに電話又は窓口での予約が必要ですよ！

主催 / 埼玉県  
この相談会は埼玉県住宅供給公社が住宅政策推進事業として支援しています

相談会場は大宮駅構内です

相談受付窓口

埼玉県都市計画課開発指導担当  
☎048-830-5478  
受付時間 午前9時から午後5時 ※土・日・祭日、年末年始（12/29～1/2）休場

又は

埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ（相談会場）  
☎048-658-3017  
受付時間 午前10時から午後6時30分 ※年末年始（12/29～1/2）休場

## よくある相談事例FAQ（公社HPより）

### Q. 住宅ローン特約とは何ですか？

A. 住宅ローン特約とは、買主が支払うべき代金について、その多くは売主の指定した金融機関から住宅所得のための資金融資を受ける際に、住宅ローンによる融資が受けられない場合は当該売買契約が契約締結日に遡って解除される特約のことをいいます。つまり、金融機関が融資不決定とした場合には契約は白紙になり、標準約款では仲介手数料の支払義務はありません。ただし、申込者が関係書類の提出を怠ったり、虚偽の書類を提出したときは申込者に責任があると判断された場合は損害金等を支払うこととなります。なお、売主が別の金融機関を指定できるとされていることがすくなくありませんので、注意が必要です。